令和5年5月15日 中小企業庁財務課

(趣旨)

第1条 この要領は、M&A支援機関登録制度の適正な運用を確保することにより、中小M&Aガイドラインの普及による支援機関の業務遂行の適正化を図り、ひいては中小企業を当事者とする M&Aの活性化を図るため、M&A支援機関登録制度における登録の取消し、抹消等に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) M&A支援機関登録制度 M&A支援機関登録制度公募要領(改訂された場合には、改訂後のものを含む。以下、改訂後のものを含めて「公募要領」という。)に基づき、中小M&Aガイドライン等の遵守を誓約したフィナンシャル・アドバイザー又は仲介業者をM&A支援機関として登録する制度をいう。
 - (2) 中小M&Aガイドライン 中小企業庁が公表した中小M&Aガイドライン-第三者への円滑 な事業引継ぎに向けて-(追補又は改訂、その他内容が変更された場合には、追補又は改訂、 その他内容の変更後のものを含む。)をいう。
 - (3)登録M&A支援機関 M&A支援機関登録制度に登録されたフィナンシャル・アドバイザー 又は仲介業者をいう。
 - (4) M&A支援機関登録事務局 中小企業庁の委託を受け、M&A支援機関登録制度の事務を行う機関をいう。

(登録の取消し及び登録停止)

- 第3条 財務課長は、登録M&A支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、M&A支援機関登録制度に基づく登録を取り消し、又は取消しと併せて2年以内の期間を定めて、当該支援機関の当該登録をしないことができる(以下、登録取消し及び期間を定めて登録をしない旨の措置を併せて「登録取消等」という。)。
 - (1) 中小M&Aガイドライン、若しくは登録M&A支援機関が登録又は登録継続を申請した際に 遵守することを誓約した事項、その他公募要領に定めた事項に違反したとき、又は公募要領 に定める登録要件に該当しなくなったとき。
 - (2)登録M&A支援機関のM&A支援機関としての支援に関し、情報提供受付窓口に不適切な対応に係る相談等が寄せられるなど、顧客の利益を害する事実又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 不正の手段により当該登録又は登録継続を受けたとき。
 - (4) 反社会的勢力(公募要領に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。)に該当し又は反社会的勢力との関係性が認められたとき。
 - (5) 前各号のほか、第1条の趣旨に照らし、登録を継続することが適切ではないと認められると き。

2 財務課長は、登録取消等をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録M&A支援機関に通知する。

(登録の抹消)

- 第4条 財務課長は、登録M&A支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、M&A支援機関登録制度の登録を抹消する。
 - (1) 本人から登録の抹消の申請があった場合において、その申請を相当と認めるとき。
 - (2) 1年ごとに登録継続申請を行わず(登録継続申請に際して前年度の実績報告等を提出しない場合、又はその報告に不備があり、速やかにこれらの対応がなされない場合を含む。)、その期間の経過により登録がその効果を失ったとき。
 - (3) 登録M&A支援機関である個人が死亡し、又は当該機関である法人が合併、破産又はそれ以外の理由により消滅又は解散したとき。
 - (4) 第3条の規定により登録が取り消されたとき。

(第三者委員会)

- 第5条 財務課長は、登録取消等、登録の抹消その他M&A支援機関登録制度の運用に際して、外部の公正な第三者により構成された第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に諮問することができる。
- 2 前項に基づき設置される第三者委員会は、財務課長の諮問に応じて、以下の事項について審議 の上、財務課長に答申を行う。
- (1)登録取消等に関する事項
- (2) その他、財務課長が必要と認め諮問した事項
- 3 財務課長は、第1項に基づき設置される第三者委員会に、前項に定める答申に際して必要となる事務を行わせることができる。

(登録取消等の公表)

- 第6条 財務課長は、第3条の規定により登録取消等を実施したときは、当該登録取消等に係る登録M&A支援機関の氏名又は名称及び取消等の内容を公表することができる。
- 2 財務課長は、M&A支援機関登録制度に関連する補助金の申請、又は受給等をした中小企業者等のうち、登録を取り消されたフィナンシャル・アドバイザー又は仲介業者を利用していることが確認された者に対し、登録取消等の情報提供を行うことができる。

(委任)

第7条 財務課長は、第3条第2項の規定による通知、第6条第1項の規定による公表又は同条第2項の規定による情報提供その他財務課長が必要と認める事務をM&A支援機関登録事務局に行わせることができる。

以上